



証 人 調 書

(この調書は、第1回口頭弁論調書と一体となるものである。)

事 件 の 表 示	令和4年(ワ)第12号
期 日	令和6年2月20日 午後2時00分
氏 名	矢澤敏勝
宣誓その他の状況	裁判官は、宣誓の趣旨を説明し、証人が偽証をした場合の罰を告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。

陳 述 の 要 領

別紙反訳書記載のとおり

以上

別紙)

せん
宣

せい
誓

りょうしん したが
良心に従って、

しんじつ の なにごと かく
真実を述べ何事も隠さず、

また なにごと っ くわ
又何事も付け加えないことを

ちか
誓います。

氏名 矢澤 敏勝

矢澤
印

(別紙)

原告ら代理人松村

乙第23号証(「園原簡易水道の補償金問題についての報告と今度の対応案」と題する書面)を示す

まず、乙23号証から聞いていきます。これは、証人が生活環境課長として作成したものです。

表紙。

いや、端的に、イエスかノーかで。

表紙1枚については私が作成しました。以下、3枚についてはコピーによるものですので、私が作成しておりません。

またそこはゆっくり聞きます。そうすると、1枚目は、あなたが作成して、村長宛てに提出したというのでよろしいわけですね。

はい。

それで、その1ページの真ん中辺り、支払の経過っていうのが書いてありまして、昭和47年のことから書かれていますけれども、これは村保管の資料を見て、あなたが作成したのですか。

3月2日時点で、こちらについては作成したものです。

だから、村の保管してる資料を見て作成したのですか。

村の資料というか、こちらの後ろの資料を見て作成したものです。

じゃあ、2枚目以下を。

2枚目以下を参考にして作成したものです。

それで、ついでに1ページについて聞きますけれども、工事代金に関する問題として、建設時に道路公団から700万円を村が受け取ったと記載されていますね。

はい。

これは、やはり村の資料に記載されてたわけですか。

こちらについては申し訳ないですが、記憶にございません。
記憶にないっていうけれども、あなたが何か資料を見なければ書けないこと
ですね。

ですので、申し訳ないですが記憶にございません。
それで、その下に、園原簡易水道料の滞納について記載されてますけれども。

裁判官

どこ。

原告ら代理人松村

じゃあ、失礼。それはちょっと撤回しますが。

裁判官

はい。

原告ら代理人松村

2枚目を示します。これはどこにあった資料なんですか。

園原簡易水道に関わるつづりにつづってあったもののコピーです。
これは誰がいつ頃作成したものか分かりますか。

分かりません。

それで、この本文として、中央道の減水補償として園原簡易水道が設置され
ていることが書かれてますけれども、これは証人としては、ほかの資料で確
認したっていうことはあるわけですか。

これについては確認できてません。

そうすると、園原簡易水道がいかなる費用、お金でできたものかっていうの
は、あなたは確認してないんですか。

園原簡易水道の本管については、国庫補助をもらって設置をしたとい
うふうに理解してます。国庫補助の対象にならない本管から各家庭へ
の配管については、本来、使用者が支払うべきものなのですが、それ
を道路公団が肩代わりをしたというふうには理解してます。

それは、あなたが村の資料で確認なさったってということですか。

村の資料というか、村の決算書を見る限り、個人のかたの加入者負担金、給水装置工事の、給水工事っていうのは、本管から各家庭までの工事は、納入されているという事実がありますが、地元のかたがそのお金を支払ったという認識がないので、その部分については、道路公団が支払ったのではないかというふうに理解してますが、それが正しいかどうかについては分かりません。

道路公団から園原簡易水道に関して、お金が出たってことは確認してるわけですか。

お金が出たというふうに聞き及んでいるというところですよ。

ん？

そのように聞き及んでいる。園原簡易水道は、道路公団のお金で作られたというふうに聞き及んでいるんです。そこだけです。

それは何かに書かれてたっていうの。

地元のかたからそういうふうなお話を承っていたんで、そういうふうに理解をしてしまっているということです。

村の資料に、そのような記載はないんですか。

村の資料、すみません、そこまで調べてありません。

今の乙23の2ページは、これはいつ作成されたものか分かりますか。

2度目の質問になるかと思いますが、分かりません。

いずれにしても、あなたが平成28年に作成するより前に作成されて、村の資料としてつづられてたわけですね。

そうです。

そうすると、2ページの真ん中に、昨年の旧水源減水の折も、簡水加入者によって補償交渉が行われ、新水源と施設修繕も道路公団において実施しましたと書いてありますね。

書いてあります。

これはいつのことを指してるか分かりますか。

記憶が定かではないですが、間違っている可能性があります、よろしいですか。

裁判官

いいです、いいです。

多分昭和60年代だというふうに思います。

原告ら代理人松村

園原簡易水道ができたのは、昭和47年頃ということによろしいですか。

多分その時期だと、それより前かもしれませんが。

その頃と。

40年代ということでもいいかと思えます。

それとは違って、昭和60年代も道路公団が負担したと、それで実現したということがあったわけですか。

詳細については分かりませんが、昭和60年くらいに、一番最初に作った水源が減水をして、二次水源を設置したということがありますので、そのことに相当するかと思えます。

今おっしゃった昭和60年代という頃は、あなたは村役場に勤めてた時期ですか。

昭和54年から勤めてます。

そうすると、勤めてたわけですね。

はい。

そうすると、この昭和60年代に、このようなことが行われたっていうのは、あなたは聞いていたわけですか。

当時は単なる係員ですので、担当部署でないと細かいことについては承知しておりません。

乙23号証の3枚目を示します。一番上に昭和60年と書いてありますね。

はい。

これはどういう意味だか分かりますか。

推測で話をしてもよろしいですか。

裁判官

はい、どうぞ。

原告ら代理人松村

あなたの記憶で述べてもらっていいです。

私が作ったものでないので答えられないということになります。

裁判官

意見として述べていただいてもいいですよ。昭和60年、この記載の意味。

原告ら代理人松村

昭和60年に作成されたものということでしょうかね。

昭和60年、又は昭和60年以降に、昭和60年のことを記載したもののというふうに理解してます。

じゃあ、記載の内容は、昭和60年のことが記載されてるんじゃないかということでしょうかね。

昭和60年以前ではなく、昭和60年のときのことを昭和60年、又は昭和60年以降に記載をしたというふうに理解します。

その一番上に、現在、園原簡易水道の加入者のうち大半が水道料金を滞納しておりと書いてありますね。

はい。

そうすると園原部落においては、大半が水道料金を納めてなかったということが記載されてますが、そういう事実は、あなたはこの書面とは別に、聞いたことありますか。

ありません。

あなたがこの乙23号証を作成するに当たって、資料から出してきたときに、この内容は御覧になりましたよね。

はい、見ました。

それで、これが事実かどうかというのは確認したんじゃないですか。

この文章を記載がしてあるので、そのようなことがあったというふう
に理解しただけで、その根拠についての調査もしていませんし、
こういう記載があったということで、当時はそういうことがあったん
だなというふうに理解しました。

それで、ここに園原簡易水道は、恵那山トンネル掘削に伴う減水補償として
行われたということが記載されておりますけれども、その事実も確認、聞いた
ことはあるわけですか。

それは地元のかたから恵那山トンネルが空いたので、減水、井戸が使
えなくなったので、公団と村とで水道を設置したというふうな理解を
しています。

あなたが聞いたっていうのは、園原部落の人から聞いたっていうのは、いつ
頃に聞いたんですか。

こちらを作成したときに、そんな話も聞きましたし、以前にも、園原
簡易水道については、そんなような話があるっていうことは小耳には
挟んでました。

それは部落の人が話ししてるっていうのを聞いただけじゃなくて、村の中の
資料に当たって確認するとか、あるいは担当者から話を聞くっていうことは
なさらなかったんですか。

それはしてません。

ただ住民の言うことをそのまま聞いていたっていうだけですか。

結果的にそうになりました。

乙23の4枚目を示します。これも役場の資料の中にあったということですよ

か。

そうです。

黒く塗ったのは、現物は黒く塗ってないわけですね。

現物は黒く塗ってないです。

ここに「滞」と書いてるのが、滞納者という意味ですかね。

すみません、こちらは私が作成したわけではありませんので分かりません。

ただ、この資料を乙23号証として、あなたは添付したわけですよ。

すみません、私は退職後の話ですので、何とも言えません。

え？

退職後の話なんで、分かりません。

裁判官

じゃあ、前提を確認してください。

原告ら代理人松村

乙23号証に、この4ページ目も付いてたんじゃないですか。

このときにとじたのは、私です。

だからそのときに、この4枚目もあったわけでしょう。

ありました。

だから、平成28年のときには、もう既に村の記録の中に、これがあったわけですね。

3ページと4ページとセットのものだと思います。

だからセットだけれども、3ページも4ページも、あなたがこの乙23号証を作成のときには、村の記録としてあったわけですね。

ありました。

それをその記録の中からこれを取りだして、乙23号証にくっつけたわけですね。

すみません。

とじたわけでしょう。

園原簡易水道の資料はこれだけでしたんで。

園原簡易水道に関する役割が書いてある資料としては。

メモ書きの資料としてはこれだけだったんで。

これだけっていうのは、ちょっともう一度確認しますが、2ページから5ページまでありますけれども。

これだけでした。

これだけしかなかったの。

はい。

もっと分厚いのがあって、その中から選んだんじゃないの。

いやいや、じゃないです。これだけしかありませんでした。

裁判官

メモ書きはっていうことね。

メモ書きがこれしかありません。

メモ書きはそれだけと。

分厚い資料ということが何だか分かりませんが、当時、園原簡易水道というやつでつづってあったのはこれだけです。

原告ら代理人松村

そうすると、この加入者名簿に「滞」と書いてあるのが、どういう意味があるのかというのは、あなたは調べないでただうづったということですか。

・・・そういうことになります。

5ページを示します。5ページは、昭和56年度から68年度まで記載されておりますけれども、これはどなたが作成したものなんですか。

分かりません。

そうすると、この平成28年に作成するときにあったものをそのままつづ

たにすぎないってということですか。

そういうことです。

これを乙23号証につづったのは、どういう意味があると思ってつづったわけですか。

維持管理委託料契約という文言があったので、つづりました。

それで、これが増額されたりしてますけれども、これがどういう趣旨かっているのは確認しましたか。

古い話なので確認してません。

乙第14号証（報告書）を示す

この乙14号証は、やはりあなたが作成したものですね。

はい、これは全て私が作成しました。

ここに水道料金を拒む者がいた理由として、恵那山トンネルの掘削により共同水道の飲料水が減少したと。その補償費が道路公団から出たので、簡易水道が整備されたということが書かれておりますけれども、これは、あなたはどうやって確認したんですか。

こちらについては地元のかたから聞いたりとかして、あと、道路公団の補償費、この表現については、今となっては本線ではないということに記載するのを忘れており。

ん？

道路公団の補償費の部分については、今となってみれば、本管工事の部分も含まれるという誤解があるというふうには思いましたけれども、これは給水管の部分という意味で御理解いただければと思いますが、道路公団のお金と国庫補助と村の記載とで作ったというふうに考えてます。

考えて、この乙14号証を作成したというわけですね。

はい。

ところで、先ほど示した乙23号証を撤回して、乙14号証にしたのは、どういう理由からなんですか。

乙幾つだけ。

乙23号証は、先ほど示したこれ。

乙23号証を作ったときには決算書までの精査はしてなかったので、決算書を精査する中で、乙23号証の考え方自体は、どうもつじつまが合わないというか、理屈が合わないような気がして、乙23号証は撤回し、乙14号証を再度、作成したということです。

そうすると、決算書によると、乙23号証のどの部分が違うんじゃないかというふうに考えたわけですか。

乙23号証の1ページ目の3番の工事費に関わる部分は、こんなことはなかったんだろうなということで撤回をしました。

けれども、道路公団から700万円を村が受け取ったというのは、これはいいわけでしょう。これも間違いだっていうわけですか。

こちらについては、金額については記憶がありませんけども、道路公団からの金額が、この700万円だったかどうかということも含めて明確ではなかったので、乙23については撤回をしました。

乙14号証を作成する時点においては、その金額についてはどうなったんですか。

14号証を作成する時点では、決算書を見る限りは、村が出すお金、国から来るお金、地元から来る負担金、工事費、適正に処理してたんで、23号証にある3みたいなことはあり得ないなというふうに思いましたので撤回しました。

公団からのお金が村の一般会計に寄附金として入ってたということは、確認したことはありますか。

寄附金、そこまでは確認してません。水道会計のみで確認しました。

その地元負担金も一般会計から出たんじゃないですか。

すみません、そこまで確認してません。

被告代理人

乙第23号証を示す

これ4と1として、発端というふうに書いてありまして、平成28年3月2日午前11時頃、熊谷章文さん、ほか1名が来庁して、園原部落のうんぬんということで調べて欲しいとのことだったということが書いてありますね。

はい。

これ、実際にこういう経過があったんですか。

ここに記載してあるとおりです。

この文章自体も平成28年3月2日付けで作成されてるんですが、それは間違いはないですかね。

はい、そのとおりです。

そうしますと、熊谷章文さんが来た平成28年3月2日11時頃から、あなたの方で調べて、その日のうちにこの文章を作ったということですか。

そうです。

その際に、参照した資料としては、この添付してある4枚の資料だけだったということですね。

はい、そうです。

それで先ほどこの3のところに書いてある700万円を受け取ったっていうのがどこから来たのか分からない。覚えてないっていうお話でしたね。

はい。

この添付資料しか資料がないということになりますと、ここには700万円うんぬんというのが書いてませんでしたよね。

はい。

そうすると、矢澤さんとしては、この調べてほしいと言ってきた章文さん、

ほか1名の方からそういう情報があって提供されたということは考えられますか。

記憶にありません。

乙第14号証を示す

先ほど3月2日に23号証の文書を作成して、その後、あなたの方で、また調べたんですかね。

はい。

調べた結果、それから約9日後、3月11日に、この文書を作成したということですか。

はい。

調査期間としては、おおむね10日ぐらいしかなかったということですかね。

はい。

それで、分かる範囲で、あなたの方でこの文書を作ったんですか。

はい。

裁判官

乙第14号証を示す

乙14号証の上の部分に、「過去の事であり決算書、建設時の書類、関係メモ、委託契約書の写し等を調べ」と書いてありますが、決算書はさっき言ったとおり、決算書だと思います。建設時の書類というのは、契約書かなんかですかね。請負契約書かなんかですか。

建設時の認可書とか、そこら辺の書類です。

関係メモというのは、さっき乙23号証に添付していた4枚のメモということですか。

はい、そうです。

委託契約書の写しというのは、阿智村園原簡易水道の委託契約書みたいなものですか。

園原何とか組合との契約、そうです。

日本道路公団と阿智村との覚書って見た記憶はありますか。

そこまではたどり着いてません。

乙第22号証の2（照会申出書への回答について）を示す

園原湧水害補償に関する覚書、それから1枚めくると、補償契約書というものがあるんです。矢澤さんはそれを見た記憶はありますか。

見た記憶はありません。

両方ともですね。

両方。覚書と補償契約書。

補償契約書。

覚書がこちら、ありません。

乙第18号証（水道維持管理委託契約書）を示す

あと、委託契約書の方ですが、取りあえず、乙18号証を示してもらっていいですか。水道維持管理委託契約書、乙18号証ですが、これに類するものは見ましたかね。

見ました。

これは、今回の裁判では出てない年度のものもあるんですが、これ、昭和60年度ぐらいから毎年ちゃんと契約書って残ってましたかね。それとも飛び飛びでしたかね。

飛び飛びでした。

先ほど平成28年3月2日に作った乙23号証の方は撤回して、3月11日に作った乙14号証を正式な報告として確定したということですが、矢澤さんの認識としては、園原部落のかたがたが、相当数、水道料金を滞納していた、そのことについては、特に認識は変わらなかったという理解でいいんですか。

はい。

工事代金のところが、ちょっと最初に調べたのと認識が変わったので、3月2日の方は撤回したと、そういうことですかね。

はい。

甲第3号証（園原簡易水道維持管理委託）を示す

甲3号証、園原簡易水道維持管理委託、一覧表のようなものですよ。これも矢澤さんが作ったということでもいいんですか。

こちらは私が作りました。

これは、先ほどの3月11日の書面を作成した頃、同じ頃に作ったということでもいいんですか。

はい、それより後になりますけども、その頃に作りました。契約書がない部分については、前後で金額に変更がない部分は同額というふう
に推測して埋めてます。

甲第4号証の1（あち議会だより）を示す

あち議会だよりの2枚目。その2枚目を。矢澤生活環境課長が答弁したという話が出てるんです。これ、記憶はありますでしょうか。

・・・この当時の答弁ではなかったと思いますが、道路公団としては、本来、払うべきものではない補償金だったのかということで特殊という
意味が付加されているかと思います。

それに類することはお話しされた記憶はあるということですか。

類することは話しました。

甲第4号証の2（答弁書）を示す

もう1枚めくると、甲4の2かな。

はい。

そこに吉川議員の質問があつて、答弁要旨っていうところがあるんですが、これは矢澤さんが答えたんでしょうか、それともこれは記憶にないですか。

・・・こちらは私が答弁。

乙第23号証を示す

最後、もう一回確認させていただきたいのが、乙23号証の3枚目、さっきの昭和60年って書いてあるやつですね。ごめんなさい、2枚目。園原簡水加入者水道料の減額について。

はい。

この訴訟では、昭和43年頃に、中央道恵那山トンネル掘削工事によって、園原部落の井戸水などの水源が枯渇して、それで昭和47年に、園原簡易水道が完成したとなっていて、1回、昭和43年頃に水源の枯渇という事態が起こったようなんですが、先ほど矢澤さんのお話だと、昭和60年代にも水源の枯渇、渴水っていうのがあったんですか。

60年代くらいに渴水があったと聞いておまして、第1水源があったんですが、それでは足りなくなったということで、第2水源を対岸から引っ張ってきたというふうに聞いております。

その原因は何か分かりますか。

分かりません。

これ、最初の工事で渴水したので、道路公団が先ほどの覚書みたいな形で補償費を出すというのは、何らかの補償するのは分かるんだけど、昭和60年も日本道路公団が何かやったからまた補償したんですかね。そこら辺、何か推測でもいいんですけど、分かりますかね。

こっからは推測で。

いいですよ。

議事録じゃないですけど。

全然いいですよ。

載せてもらっても困るなと思うんですが、園原地区は、園原インターチェンジを作るっていう運動が当時ありまして、今、片側インターでインターチェンジがあるんですが、あそこに園原インターができると

いうこと自体が当時としてはかなり異例なことで、政治の関係で金丸信さんとかっていうようなかたとも、かなり密に接点を持っておられたというふうに理解しております。そんな中でなったのかなっていう政治的な圧力とか、そういうものも使いながら道路公団を動かしたのではないのかなというふうには。

じゃあ、やっぱり道路公団の工事の影響で水源が減ったので、そういう原因は何かしらあったんですかね。

その立証はできてないとは思いますが、あくまでも推測ですが、当時、地元のかたの努力によって、当時の道路公団からお金を幾らでももらうっていうことができたんじゃないかというふうに思います。

以 上